

木野村英明法律事務所 弁護士費用基準規程 (2021. 4. 21～)

1. 木野村英明法律事務所が受任する事件または法律事務の弁護士費用に関する基準は、この規程に定めるところとします（金額は消費税込とします。）。

(顧問契約料)

2. 顧問契約は1年単位で行い、顧問料は月額55,000円とします。ただし、事業の規模、顧問契約の内容により委任者と協議して増減することがあります。顧問料には、次項の法律相談料を含みます。その他の顧問契約の内容は、個別の合意によります。

(法律相談・タイムチャージ料金)

3. 当法律事務所の事務所所在地内における法律相談料（委任契約締結前の法律相談の対価）および委任事務処理単価は、前項の顧問契約を締結しない場合、原則として1時間あたり33,000円とします。なお、事案の難易度、移動時間に応じて1時間あたりの単価を増減することがあります。また、1時間に満たない単価については減額することがあります。

(着手金)

4. 委任者の希望により前項のタイムチャージでなく、着手金および報酬金により弁護士費用を算定する場合、着手金（委任事務の着手時にお支払いいただく対価。結果の成否は問いません。）は、次のとおりとします。

- (1) 委任者または相手方の請求額（または経済的利益額）の11%を着手金額とします。ただし、最少の着手金額は110,000円とします。
- (2) 事件の難易度等により着手金額の割合を増減することがあります。
- (3) 顧問契約先の着手金額は、(1)の金額から協議により減額することがあります。

(報酬金)

5. 委任者の希望により第2項のタイムチャージでなく、着手金および報酬金により弁護士費用を算定する場合、報酬金（委任事務の状況に応じてお支払いいただく対価、事件終了後の報酬金のことを特に成功報酬金）は、次のとおりとします。

- (1) 判決、和解または合意により請求が認められた額（または相手方の請求から減額した額、ないし経済的利益額）の16.5%を成功報酬金とします。
- (2) 事件の難易度等により成功報酬金額の割合を減ずることがあります。
- (3) その他、協議により報酬金を定めることがあります。

(算定基準)

6. 第4項及び第5項の「経済的利益額」は次のとおり算出します。

- (1) 金銭債権は債権総額（利息及び遅延損害金を含む）

- (2) 継続的給付債権は債権総額（期間不定のものは7年分の額）
- (3) 賃料増減額請求事件は増減額分の7年分の額
- (4) 所有権、担保権は対象物の時価相当額
- (5) 所有権、担保権以外の賃借権、地上権等は対象物(承役地)時価の2分の1の額。
- (6) 遺産分割請求事件は委任者の相続分の時価相当額
- (7) 遺留分減殺請求事件は対象となる遺留分の時価相当額
- (8) 民事執行事件は、請求債権額または執行対象物件の時価相当額
- (9) 支払督促請求事件は、請求債権額の2分の1の額
- (10) 算定困難な場合は、原則として経済的利益額を300万円ないし1000万円の中で適宜定めます。

(離婚事件)

7. 離婚事件の着手金及び報酬金は次のとおりとします。

- (1) 着手金は、330,000円～550,000円の範囲で定めます。ただし、離婚事件に付随して経済的な請求をする時は第3項により算定した着手金を加算します。
- (2) 報酬金は、原則として220,000円～550,000円の範囲で定めます。ただし、離婚事件に付随して経済的な利益を得た時は第5項により算定した成功報酬金を加算します。

(倒産整理事件)

8. 非事業者の破産、民事再生及び任意整理の着手金（通信費等の実費は除きます。）は次のとおりとします（特段の定めまたは個別の合意がない限り、倒産整理事件に関して成功報酬は発生しません。）。

なお、事件の処理について、個別の交渉ないし裁判上の手続を要したときは、第3項及び第4項の規程により算定した着手金及び成功報酬金を加算します。ただし、消費者金融業者等から過払金を回収した場合の成功報酬金は、交渉の場合過払金回収額の20%、裁判手続を要した場合過払金回収額の25%とします。

- (1) 非事業者の自己破産申立事件は、原則として330,000円とします。
- (2) 個人再生事件は385,000円とします。なお、住宅資金特別条項を併用する場合は、これに55,000円を加算します。また、再生手続開始決定から個人再生手続が終了するまでの執務の対価として、月額2,200円の事務手数料を請求することができます。
- (3) 非事業者の任意整理事件は債権者1社あたり33,000円を基準とします。なお、当事務所にて支払の管理を行う場合は、月額2,200円の事務手数料を請求することができます。

9. 事業者の倒産整理事件の着手金は、原則として次のとおりとします。

- (1) 自己破産事件、特別清算事件 550,000円以上
- (2) 会社更生事件、民事再生事件 3,300,000円以上
- (3) 任意整理事件 550,000円以上

なお、事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、第3項及び第4項の規程により算定した額を加算します。

10. 事業者の任意整理事件が終了したときの成功報酬金は、債務の弁済に供すべき金員または代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」といいます。）を基準として、次のとおり算定します。

- (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額の16.5%
- (2) 委任者及び委任者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額の3.3%

(刑事事件)

11. 刑事事件（少年事件を含む。）の着手金は、330,000円以上、報酬金は110,000円以上とし、委任者との協議により定めます。なお、否認事件、複雑な事件あるいは審理に相当時間を要する事件については、これの倍額以上を基準として、委任者との協議により定めます。また、警察署等への接見については、別途日当が発生します。

(その他)

12. 下記の事件については、原則として次のとおりの着手金とします。なお、裁判手続が必要となった場合には、本規程に定める弁護士費用が加算されます。

- (1) 証拠保全 220,000円～550,000円
- (2) 即決和解（交渉をしない場合） 165,000円～330,000円
- (3) 公示催告 165,000円～330,000円
- (4) 簡易な家事審判 165,000円～330,000円
- (5) 契約書の内容確認（A4用紙1枚あたり） 22,000円～55,000円
- (6) 内容証明郵便作成 33,000円～110,000円
- (7) 遺言公正証書作成の補助 110,000円～1,100,000円
- (8) 文書の作成 33,000円～1,100,000円
- (9) 遺言執行 遺産総額の2.2%（ただし、最低額は330,000円）
- (10) 株主総会等指導 330,000円～1,100,000円
- (11) 任意後見または財産管理の弁護士費用 月額55,000円以上
- (12) その他は、委任者との協議により定めます。

(日当)

13. 日当（弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されることの対価。訴訟ないし調停等による期日出頭の場合も含む。）は、1時間あたり11,000円以上とします。なお、日当の他に交通費および

タイムチャージ等の事務処理費用が発生します。なお、事務所所在地において訴訟ないし調停等の電話会議やWEB会議に出頭する場合も同様とします。

(実費等)

14. 弁護士費用とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料等の委任事務処理に要する実費等が発生します。なお、概算により、予め委任者から実費を無利息で預かることができます。

(委任契約の中途終了)

15. 委任契約に基づく事件等の処理が途中で終了したときは、委任事務処理の程度に応じて、当事務所の判断により受領済みの弁護士費用の全部もしくは一部を返還し、または弁護士費用の全部もしくは一部を請求することができます。なお、委任契約の終了につき、委任者が当法律事務所の同意なく委任事務を終了させたとき、委任者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、そのほか委任者に重大な責任があるとき、当法律事務所は、成功報酬金の全部を請求することができます。

(事件等処理の中止等)

16. 委任者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したとき、当法律事務所は事件等に着手せず、またはその処理を中止することができます。

(弁護士費用の相殺等)

17. 委任者が弁護士費用または立替実費等を支払わないとき、当法律事務所は委任者に対する金銭債務と相殺し、または事件等に関して保管中の書類その他のものを委任者に引き渡さないでおくことができます。

(委任者の情報利用)

18. 委任者に対する弁護士費用等の請求に当たって、当事務所は従前得ていた委任者の情報を利用することができるものとします。

附 則

この規程は、令和3年4月21日から施行します。